

消防団への防災資機材の整備等の助成に関する要綱

(目的)

第1条 消防団活動を促進するために、防災資機材の整備等について助成すること(以下「資機材助成」という。)を目的としてこの要綱を定める。

(助成事業)

第2条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、防災資機材の整備及び備蓄物品等の調達とする。

(助成事業者)

第3条 資機材助成を受けることができる者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業を行う消防団とする。

(助成の方法)

第4条 資機材助成の方法は、防災資機材及び備蓄物品等(以下「資機材等」という。)を供与することとする。

(資機材助成の限度額)

第5条 資機材助成の限度額は、予算の定める額を上限とする。

(資機材助成の申請)

第6条 区長は、資機材助成を受けようとする消防団に対し、毎年2月1日までに消防団防災資機材助成申請書(第1号様式)を提出させなければならない。

(助成可否決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、申請書類を審査し、助成の可否を決定し、消防団防災資機材助成可否決定通知書(第2号様式)により、速やかに申請をした消防団に通知しなければならない。

(資機材の供与)

第8条 区長は、前条の助成を決定したときは、速やかに資機材の助成を行うものとする。

2 区長は、資機材等の供与を受けた者に対し、資機材等の受領後、速やかに消防団防災資機材受領書(第3号様式)を提出させなければならない。

附 則(平成16年4月1日世玉地発第359号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日 2 世世地第1075号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。